

島根県PPP／PFI地域連携プラットフォーム設置要綱

(目的及び設置)

第1条 島根県内における公共施設等の設計、建設及び維持管理・運営に関し、官民の連携強化や専門的な技術・知識の習得を図り、PPP／PFI手法の導入促進に資することを目的として、島根県PPP／PFI地域連携プラットフォーム（以下「本会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

- (1) セミナー・研修等の開催を通じたPPP／PFI手法に関する情報及びノウハウの共有
- (2) 島根県内におけるPPP／PFI手法の導入を検討する案件の掘り起こし及び案件形成のための官民対話の実施支援
- (3) その他、島根県内におけるPPP／PFI手法の導入促進のために必要な事業

(事務局)

第3条 事務局は、島根県政策企画局政策企画監室、株式会社山陰合同銀行及び株式会社日本政策投資銀行に置き、本会の事業実施・運営に関する企画・立案等を行う。

(参加者)

第4条 本会の主旨に賛同する者は、本会の事業に自由に参加できることとし、会費等の負担は不要とする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月27日から施行する。